

## 愛媛県職員措置請求に際しての請求人の要望書

6月11日付け提出「愛媛県職員措置請求」における住民監査請求手続きにおいて、下記のことを要求します。

### 記

- 1、 地方自治法第242条6項にもとづく請求人及び当該職員らの「陳述」及び「聴取」を公開で行うこと
- 2、 地方自治法第242条7項にもとづく当該職員の陳述の「聴取」を行う際に、請求人らを立ち合わせる事

上記の要望理由などを以下に述べます。

#### 1、 陳述の公開を求める理由

(1) 最高裁判決において、次のように住民監査請求の制度について述べています。

「住民鑑査請求の制度は、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法もしくは不当な財務会計上の行為について、その監査と予防、是正等の措置を監査委員に請求する機能を住民に与えたものであって、・・・違法、不正な行為を地方公共団体の自治的、内部的処理によって予防、是正させることを目的とするものである。」（最高裁判決、1987（昭和62）年2月20日）

この趣旨に基づき監査を行うためには、監査の対象になる資料・記録は、今治市教育委員会などが独占的に保有していること、しかも一般的に、違法・不正行為は、住民から直接見え難いところ、あるいは見えないように行われていることが多く、ゆえに、当該採択このような違法・不正行為を予防するためにも監査の執行過程を公開することが必要不可欠です。第242条3項で監査結果を公表することを求めているのもこのような趣旨であると解されます。

つまり、監査の執行の全ての過程は、全ての住民に対して開かれることが必要です。よって、今治市職員措置請求に係る「陳述」は、原則として公開の場で行われる必要があります。

(2) 先に示した最高裁判決にある住民鑑査請求の制度の目的を実現させるためには、当然ながらそれを可能とする制度的保障が必要不可欠です。この観点から現在の住民監査制度を考察すると、残念ながら制度的に幾つもの不備があしします。

その一つが、監査委員の構成及び人選・選任の規定並びに監査事務局の職員の体制に大きな問題があります。本来なら地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法・不正を予防し是正を求めるためには、地方公共団体から完全に独立し、その影響を完全に排除しなければなりません。しかしながら現在の愛媛県監査委員は、定数4人の内2名は愛媛県会議員の内から選任されています。また、残りの2名についても「行政運営に関し識見を有する」との理由から県の職員OBが、恒例として知事が議会の同意を得て選任されるケースが多い状況にあります。さらには、監査事務局の職員も県の職員がその任に就いています。このような監査委員の構成及び人選・選任並びに事務局体制における監査は、身内が身内を監査することになり、これでは、厳正・公正・適切な監査が執行される客観的制度的保障が整っているとは到底いえません。ゆえに、監査が厳正・公正・適切に執行されているかを住民が直接監視できる制度的保障が必要です。このような観点からも、監査の執行過程の全てが公開される必要があります。

## 2、職員などの陳述の「聴取」に請求人らを立ち合わせる必要性

監査を行う際には、厳正・公正・適正さが当然ながら必要不可欠であります。そのためには、「陳述です。また、違法・不正行為は、見えないところで行われ、しかも、当該行為に関する資料や情報は、行政当局が独占しているのであるから、職員などの陳述の「聴取」に請求人ら立ち会わなくては、厳正・公正・適切な監査とならないだけではなく、著しく不公正となります。さらには、上記1(2)で述べたように、監査委員らの構成・人選・選任方法及び監査事務局職員の構成から、監査を行う執行者と監査を受ける当事者とは、身内的関係にあるので、厳正・公正・適正な監査であるとの客観的条件を満たしていないといえます。よって、職員などの「聴取」の際には、請求人ら立会いは必要不可欠です。

以上

愛媛県監査委員様

2013年6月18日

監査請求人一同